

(平成24年1月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	20 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	9 件

千葉国民年金 事案 4060

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年3月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年3月から61年3月まで

私は、年金手帳の記載のとおり、昭和60年2月に転居したA市で国民年金の住所変更手続きを行い、国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料を未納のまま放置し、申立期間以降の保険料を納付したとは思えないので、私の年金記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は13か月と比較的短期間である上、申立人は、申立期間以外に国民年金保険料の未納は無く、免除期間の追納及び過年度納付を行うなど納付意識の高さがうかがえる。

また、A市の国民年金被保険者名簿により、申立人が昭和61年8月20日にA市で国民年金の手続を行ったことが確認でき、同時点で、申立期間は過年度納付が可能な期間であり、オンライン記録に、同日に近接する同年8月25日に過年度納付書が作成された記録があることを考慮すると、申立期間の保険料は納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年4月から同年12月まで
② 昭和60年4月から61年3月まで

私は、国民年金に加入するには国民年金保険料を遡って納付すれば加入できると言われたので、母が加入手続を行い、保険料を遡って納付してくれた。申立期間の納付記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、A市の国民年金被保険者名簿により、申立人の国民年金の加入手続は、昭和62年3月上旬期に行われたことが確認でき、その時点で申立期間②の国民年金保険料は過年度納付することが可能であり、オンライン記録において、申立期間②直前の60年1月から同年3月までの保険料が62年4月27日に一括で過年度納付され、申立期間②直後の昭和61年度の保険料が62年4月に一括で現年度納付されていることが確認できる上、12か月と短期間であることを考慮すると、申立期間②の保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、上記被保険者名簿において申立人の加入手続が行われた際、昭和59年4月に遡って国民年金の被保険者資格を取得したことが記録されており、加入手続を行った時点では、申立期間①の保険料は時効により納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に申立期間①の保険料納付の前提となる別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料納付を行ったとする申立人の母は、申立期間①の保険料の納付方法、納付金額等について記憶が不鮮明なため納付状況は不明である。

加えて、申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年度中に未納となっている 3 か月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年度中に未納となっている 3 か月
② 昭和 55 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、A 市に住んでいたとき、友人に勧められて国民年金に任意加入し、毎月、国民年金保険料を A 市役所で納付していた。B 市に転居してからも同じように、毎月、B 市役所で納付していたのに申立期間①が未納、申立期間②が未加入となっているので納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①に係る国民年金保険料を A 市で納付していたと主張しているところ、申立期間①は、国民年金の任意加入期間であり、保険料を納付することが可能であった上、申立期間①は 3 か月と短期間であることを踏まえると、申立期間①の保険料は納付していたものとするのが自然である。

一方、申立期間②については、申立人は B 市でも A 市に在住していたときと同じように保険料を納付していたと主張しているが、オンライン記録によると、申立人は昭和 55 年 4 月 30 日に国民年金任意加入被保険者の資格を喪失し、61 年 4 月 1 日に国民年金第 3 号被保険者の資格を再取得していることが確認できる上、申立人の所持している年金手帳にも同じ記録が記載されている。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間②の期間は国民年金の未加入期間であり、制度的に保険料を納付

することはできない。

さらに、申立期間②は 72 か月と長期間にわたり、行政機関がこれだけの長期間において、収納処理事務を続けて誤ることは考え難い上、申立人は昭和 52 年以前にも任意の未加入期間があり、申立人が申立期間②は未加入であったことに不自然さは無い。

加えて、申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年度中に未納となっている 3 か月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 4063

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 3 月

昭和 58 年 3 月初め頃に A 市役所から国民年金の加入案内が届き、父が同市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したはずである。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付している上、申立期間の保険料を納付したとする申立人の父は国民年金の加入期間の保険料を全て納付していることから、申立人及びその父の保険料の納付意識の高さが認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは昭和 58 年 12 月頃であると推認でき、同時点において、申立期間の保険料は過年度納付が可能な期間である上、申立期間当時、A 市役所庁舎内の銀行派出所窓口では過年度保険料の収納を取り扱っていたことが確認できることから、申立人の父が申立期間の保険料を納付していたものと考えても特段不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 10 月から 42 年 2 月まで
② 昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで

私の母は、几帳面^きな性格であり、私の兄の国民年金については、成人してすぐに加入手続を行っているのので、私の国民年金についても同様に加入手続を行ってくれたはずである。また、私が昭和 44 年 5 月に結婚するまでの国民年金の加入期間については、母が国民年金保険料を納付してくれていたはずであり、結婚後は私が市役所に行き、年払いで保険料を納付していたので、申立期間の納付記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、3 か月と短期間であり、前後の期間の国民年金保険料は長期間にわたり納付済みである。

また、オンライン記録において、申立人は申立期間②直前の昭和 52 年 4 月から同年 12 月までの保険料を納付していることが確認できる上、申立人は、申立期間②当時、夫が営む自営業は業績好調で収入も多く生活に余裕があったと述べており、その当時保険料を納付する十分な資力があつたことがうかがえることから、申立期間②の保険料は直前の期間と同様に納付していたものと考えても特段不自然ではない。

一方、申立期間①については、申立人は、成人してすぐに申立人の母が申立人の国民年金の加入手続を行ってくれたはずであると主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 43 年 5 月 13 日に社会保険事務所（当時）から A 郡 B 町に払い出された手帳記号番号の一つであり、申立人の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は同

年6月頃に行われたものと推認でき、申立人の主張と相違する。

また、C市の国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金被保険者の資格取得日が昭和43年4月1日と記載されており、当該資格取得日は特殊台帳及びオンライン記録と一致することから、申立期間①は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間①に係る保険料の納付には関与しておらず、申立期間①の保険料を納付していたとするその母は既に亡くなっているため、保険料の納付状況は不明である。

加えて、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年10月から54年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年10月から54年12月まで

私は、昭和53年11月に、夫の転勤により、A市からB市に転居後すぐに、B市のC銀行D支店でA市で発行された国民年金保険料の納付書を使い、保険料を納付しようとしたが、行員から「この納付書は使用できないので、市役所で手続をして下さい。」と言われたのでB市役所で国民年金の住所変更手続を行い、同市役所から送られた納付書を持参し、同支店で保険料を納付したことを記憶しており、その後もきちんと納付した。申立期間の保険料を納付した記載が確認できる家計簿を提出するので、納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳の記載から、申立人は、申立期間前後において住所変更手続を適切に行っていることが確認できる上、60歳以降も国民年金に任意加入するなど、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人から提出された家計簿は、長期間にわたり詳細な日常の収支が記帳されており、当時作成されたものと認められる上、申立期間において支出した国民年金保険料が記載されており、その金額は申立期間当時の法定保険料額と一致していることが確認できることから、申立期間の保険料を納付したことを裏付ける資料として信憑性は高いものと考えられる。

さらに、申立期間は15か月と比較的短期間であり、前後の期間は納付済みであることを踏まえると、申立期間の保険料は納付していたものと考えられるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 4066

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 12 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 12 月から 40 年 3 月まで

昭和 39 年 12 月頃、町内会の役員が自宅に来て、母が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。当時、家事手伝い等で会社勤めをしていない人については、加入年齢に達すると市役所からの指示で町内会の役員が国民年金の加入手続を行い、保険料を集金していたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 41 年 12 月 27 日に社会保険事務所（当時）から A 市に払い出されており、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は 42 年 1 月頃に行われ、その際、39 年 12 月 23 日に遡って被保険者資格を取得したものと推認されることから、加入手続を行った時点で、申立期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能である。

また、申立期間は 4 か月と短期間である上、申立人は申立期間以降、長期間にわたり未納は無く、納付意識の高さが認められる上、オンライン記録によると、申立期間直後の昭和 40 年度の保険料が納付済みとなっており、国民年金の加入手続の時期から推認すると、当該保険料は過年度納付したものと考えられることから、申立期間の保険料は直後の期間と同様に過年度納付したものと考えるまでも特段不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和35年7月20日から40年7月21日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年5月から同年7月20日まで
② 昭和35年7月20日から40年7月21日まで

私は、A社B（部門）C事業所（現在は、D社）に昭和35年5月に入社したが、年金記録を確認したところ、厚生年金保険被保険者の資格取得日が同年7月20日となっていることに納得できない。また、同社の厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が支給済みと記録されているが、受給した記憶は無い。調査の上、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、A社B（部門）C事業所に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2年6か月後の昭和43年1月30日に脱退手当金が支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任に基づき代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間②より前の被保険者期間（23か月）についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている上、申立人は、申立期間②の被保険者資格を喪失した8日後に同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で再就職していること、及び申立人は脱退手当金の支給決定日の約2年前の昭和41年*月*日に婚姻しているが、A社B（部門）C事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の氏名は変更処理がなされていないことなどから、裁定事務処理に不自然さが認められる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

2 申立期間①については、申立人がA社B（部門）C事業所に同時期に入社したとして氏名を挙げた元同僚3名のうち所在が判明した2名及び当該事業所の被保険者名簿により、申立人の資格取得日と近い資格取得日の元同僚（女性）のうち所在が判明した5名の計7名に照会したが、申立人の申立期間①に係る勤務実態について確認できない。

また、当該事業所の被保険者名簿により、申立人が氏名を挙げた上記元同僚3名の当該事業所における資格取得時期は、いずれも申立人と同じ昭和35年7月であることが確認できる上、36年1月に厚生年金保険の資格を取得している他の元同僚の1名は、「私は、35年10月に入社したが、厚生年金保険に加入していない見習期間があった。」と供述していることから、当該事業所は、必ずしも入社と同時に従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、D社は、「当時の賃金台帳等の関連資料の所在は不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成3年12月1日から5年10月1日までの期間については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立人の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を3年12月から4年9月までは20万円、同年10月から5年9月までは24万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成5年10月1日から7年8月16日までの期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月1日から7年8月16日まで
私は、平成元年4月から7年8月までA社のB（職種）として勤務していた。しかし、3年12月から7年7月までの標準報酬月額が11万8,000円に引き下げられており、当時実際に受け取っていた給与の金額と相違している。申立期間当時の銀行預金通帳及び預金取引明細表を提出するので、調査して標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成3年12月1日から5年10月1日までの期間については、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額は、当初、3年12月から4年9月までは20万円、同年10月から5年2月までは24万円と記録されていたが、同年3月29日付けで、3年12月1日に遡って11万8,000円に減額訂正され、その標準報酬月額が5年9月まで継続していることが確認できる上、申立人を除く68人についても同日付けで標準報酬月額の記録が遡及して引き下げられている。

また、A社の元経理担当取締役は、「当時は業績の悪化が続き、社会保険料は、数度にわたり支払計画を提出して、分割して支払っていた。

標準報酬月額については、社会保険事務所の担当者の指導により、変更を届け出た。」と供述しており、当該事業所において厚生年金保険料等の滞納があったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、当該遡及訂正処理は事実即ししたものとは考え難く、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的な理由は見当たらず、当該処理に係る記録は有効なものと認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成3年12月から4年9月までは20万円、同年10月から5年9月までは24万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間のうち、平成5年10月1日から7年8月16日までの期間については、申立人から提出された銀行預金通帳及び預金取引明細表によると、当該事業所から振り込まれた給与額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できる上、申立人は、「給与額は退職するまで下がったことはなく、会社からの振込額が月々変動しているのは、B（職種）として社内販売で購入せざるを得ず、毎月3万円から6万円くらいは差し引かれていたからである。」と供述しており、元同僚からも社内商品の購入費を給与から控除されていた旨の供述が得られたこと、及び申立人から併せて提出された前記遡及訂正期間のうち遡及訂正前に振り込まれた3年12月1日から5年2月1日までの期間に係る銀行預金通帳により、当該期間とほぼ同額の給与振込額が確認できることを考え合わせると、当該期間においても、前記遡及訂正前の標準報酬月額と同等の給与の支給及び保険料の控除が行われていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、平成5年10月1日から7年8月16日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額（24万円）に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、銀行預金通帳及び預金取引明細表において推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所において記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、銀行預金通帳及び預金取引明細表において推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所に届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和41年3月1日から同年6月1日までの期間については、事業主は、申立人が同年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については5万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年3月1日から同年8月1日まで
② 昭和41年3月1日から同年6月1日まで

私は、昭和40年3月1日から同年7月末まではA社に勤務していたのに、厚生年金保険の加入記録が無い。また、41年2月28日から同年5月末まではB社に勤務していたのに、厚生年金保険の加入記録が同年2月28日から同年3月1日までしか無い。納得できないので調査して厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、雇用保険の加入記録、元事業主及び元同僚の証言により、申立人が申立期間②においてB社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人は、当該事業所において昭和41年2月28日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年3月1日に資格を喪失したとされている。

しかし、雇用保険の加入記録によれば、申立人は当該事業所において昭和41年2月28日に雇用保険被保険者の資格を取得し、同年5月31日に離職したことが確認できる上、当該事業所に申立人と同時期に入社した元同僚の雇用保険の加入記録と厚生年金保険の被保険者記録はおおむね一致していることが確認できること、及び当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載された申立人及びその前後の被保険

者に係る資格喪失届の届出受理番号から、申立人の資格喪失手続は同年6月頃に行われたと推認できることを考え合わせると、事業主は、申立人が同年3月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失する旨の届出を社会保険事務所に対して行ったとは考え難い。

また、上記被保険者名簿には、申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、当初、資格取得日と同日である昭和41年2月28日と記載され不自然な記録となっていたところ、同年2月28日を同年3月1日に訂正した形跡が確認でき、当該資格喪失日の訂正理由について、日本年金機構は、「当時の届出書類が保管されていないことから具体的な事情を確認することができない。」と回答しており、現在に至っては訂正の経緯等を明らかにすることはできず、合理的な説明もできない上、前述の雇用保険の加入記録及び資格喪失日の届出状況を踏まえると、社会保険事務所において、当初の資格喪失日を訂正した際、同年6月1日とするところ同年3月1日と誤って訂正処理した可能性がうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立期間②当時、社会保険事務所における記録管理が適正に行われていたとは考え難く、事業主は、申立人が昭和41年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和41年2月の社会保険事務所の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

2 申立期間①について、申立人は、「A社に勤務していた。」と主張している。

しかし、当該事業所の元事業主に申立人の厚生年金保険の適用状況及び厚生年金保険料の控除の状況について照会したが、元事業主は、「当時の関係書類等は一切無く、不明である。」と回答している。

また、本来であれば、当該事業所の当時の同僚に申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について聞き取り調査を行うべきところであるが、申立人がその調査を望まないことから、勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できない。

さらに、申立人のA社における雇用保険の加入記録は確認できない上、当該事業所の被保険者名簿において、申立期間①に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成3年3月1日から4年3月31日までの期間については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を、3年3月から同年7月までは22万円、同年8月から4年2月までは30万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成4年3月31日から5年4月1日までの期間については、申立人のA社における資格喪失日は、同年4月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、30万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年3月1日から4年3月31日まで
② 平成4年3月31日から5年4月1日まで

私は、平成2年5月14日から5年8月20日までA社に継続して勤務していたが、年金事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間①の標準報酬月額が給与から実際に控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かったので、その期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなったのは平成5年4月1日であることから、厚生年金保険被保険者の資格喪失日についても訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録において、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成3年3月から同年7月までは22万円、同年8月から5年3月までは30万円と記録されていたところ、当該事

業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年4月1日付けで、3年3月1日に遡及して8万円に減額訂正されている上、申立人と同じ4年3月31日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失している複数の元同僚についても遡及して標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる。

また、A社の閉鎖登記簿謄本によると、申立人は役員でなかったことが確認できる上、元取締役及び元従業員は、申立人はB（職種）であり、社会保険関係の手続は担当していなかった旨供述していることから、申立人は、当該標準報酬月額の遡及訂正に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る標準報酬月額の遡及訂正処理は事実即ししたものとは考え難く、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的な理由は見当たらず、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成3年3月から同年7月までは22万円、同年8月から4年2月までは30万円に訂正することが必要である。

2 申立期間②については、オンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成5年4月1日付けで、遡及して4年3月31日と記録されている上、複数の元同僚についても申立人と同様に5年4月1日付けで厚生年金保険被保険者の資格喪失日を遡及して4年3月31日と記録されていることが確認できる。

また、A社の閉鎖登記簿謄本によると、申立期間②当時、当該事業所は法人格を有していることが確認できることから、当該事業所は当時の厚生年金保険法に基づく適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる上、雇用保険の加入記録により、申立人の離職日は平成5年8月20日であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の当該事業所における被保険者資格を遡及して喪失した旨の処理は事実即ししたものとは考え難く、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的な理由は見当たらず、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該処理が行われた平成5年4月1日であると認められる。

また、申立期間②に係る標準報酬月額については、申立人のA社における遡及訂正前のオンライン記録から、30万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年5月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月から6年3月まで

私は、A市役所から国民年金保険料の納付書が送付されてきたので、父が同市役所へ出向き、保険料を一括納付したはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者記録により、申立人の国民年金の加入手続は平成8年4月頃に行われ、その際、5年*月*日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したと推認されることから、この時点を基準にすると、6年2月以前の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、オンライン記録によれば、申立期間直後の平成6年4月から7年3月までの保険料が8年5月16日に過年度納付されていることから、この時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができなかった事情がうかがえる。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に申立期間の保険料納付の前提となる別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4068

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から46年3月まで

私の国民年金は、昭和44年4月頃、義父がA市B区役所で加入手続きを行ってくれ、その後、自宅に集金人が来るようになったので自分で集金人に国民年金保険料を納付した。申立期間に係る2年分の保険料の督促が来たこともないのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続きは昭和46年11月頃に行われたと推認できることから、申立人の主張と相違する。

また、申立人の加入手続き時点では、申立期間の国民年金保険料は過年度納付となり、集金人に保険料を過年度納付することはできず、同時期は第1回特例納付の実施期間中であるが、申立人は保険料をまとめて納付した記憶は無いと述べている上、申立人は、申立期間に係る加入手続きに直接関係しておらず、加入手続きを行ったとする申立人の義父は既に亡くなっており、申立期間に係る加入手続きの状況及び過年度保険料等の納付状況は不明である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月から57年3月までの期間及び60年4月から62年5月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年1月から57年3月まで
② 昭和60年4月から62年5月まで

私の申立期間①及び②の国民年金保険料は、私の妻が夫婦ともに毎年、免除を申請していたにもかかわらず、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が毎年、申立期間①及び②に係る国民年金保険料の免除申請を行っていたと述べているが、A市の国民年金被保険者名簿において、申立期間①及び②は未納と記録され、オンライン記録と一致しており、申立人が申立期間①及び②に係る保険料の免除申請を行っていた形跡は見当たらない。

また、申立期間②については、申立人とともに保険料の免除申請を行ったと述べている申立人の妻も未納である上、申立期間①及び②を申請免除期間とするためには、計6回の免除申請が必要となり、同一の市町村が同一人に対してこれだけの回数記録管理の誤りを繰り返すとは考え難い。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間①及び②の保険料を免除されていたことを示す関連資料（免除申請書控等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4070

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から54年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和60年4月から62年5月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年4月から54年12月まで
② 昭和60年4月から62年5月まで

私の申立期間①については、一緒に国民年金保険料を納付していた夫が納付済みであるのに、申請免除とされ、申立期間②については、夫婦ともに保険料の免除を申請していたにもかかわらず、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間①は国民年金保険料の申請免除期間、申立期間②は未納期間とされており、オンライン記録と一致している上、申立人と一緒に保険料の免除申請を行ったとする申立人の夫も、申立期間②は未納とされている。

また、申立人が所持する年金手帳には、国民年金手帳記号番号が誤って記載されていることから、申立人は、記録管理の不備を主張しているが、同手帳の当該手帳記号番号の脇には、ばつ印の記載とともに、申立人が平成3年4月以降に転居したB町の押印がある上、申立人に係る転居前のA市の被保険者名簿、B町の被保険者名簿及びオンライン記録においては、昭和51年1月に申立人及び申立人の夫に連番で払い出された正しい手帳記号番号で記録が管理されており、同手帳記号番号が記載された年金手帳も所持していることから、申立期間の記録が別人と混同されたものとは考え難い。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号

払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間①及び②は合計 59 か月と長期にわたる上、申立人が、申立期間①及び②の保険料を納付及び免除されていたことを示す関連資料（家計簿、免除申請書控等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付及び免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできず、申立期間②の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4071

第1 委員会の結論

申立人の平成5年7月から15年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月から15年3月まで

私は、国民年金の加入案内が郵送されてきたので自分で加入手続を行い、国民年金保険料は郵送された納付書を決められた日までにA社会保険事務所（当時）へ持って行き、記載された金額を納付した。毎回、領収書等が発行されないことは疑問に思っていたが、公的機関なので信用していた。平成5年7月から15年3月までの保険料は納付したはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、郵送された納付書を決められた日までにA社会保険事務所へ持って行き、記載された金額を納付したが、毎回、領収書等は発行されなかったと主張しているところ、B年金事務所は、「保険料を領収した場合は、必ず納付者に対して領収証書を交付している上、申立期間のうち平成8年1月以前の期間はA社会保険事務所が設立される前の期間であり、当所における保険料の納付は考えられない。」と回答しており、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを裏付ける関係者の供述等も無く、申立期間の保険料の納付状況は明らかでない。

また、オンライン記録によると、平成15年1月8日に申立人に対し過年度保険料の納付書が作成されたことが確認でき、当該納付書が作成されるまで、保険料の未納期間が存在したことがうかがえる。

さらに、申立期間の一部は、平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書の作成、領収済通知書の光学式文字読取機による入力等、事務処理の機械化が図ら

れている上、14年4月以降は保険料収納事務が国に一元化されたことに伴い、委託業者による磁気テープに基づく納付書の作成、収納機関からの納付通知の電子的実施等、年金記録事務における事務処理の機械化が一層促進されていることを踏まえると、記録漏れや記録誤り等が生じる可能性は少ないものと考えられる。

加えて、申立期間は117か月と長期間である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4072 (事案 980 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 5 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付又は免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 5 月から 53 年 3 月まで

私は、前回の申立て後、新たな資料や事実は見つかっていないが、申立期間の国民年金保険料を納付したはずである。明確な証拠が無いのに申立期間が未納とされていることは納得できない。また、申立期間は生活保護を受けていたので、法定免除になっていることも考えられるので、確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 納付したという主張に対しては、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、昭和 55 年 2 月頃であり、申立人は同年 5 月に、37 年 11 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料を特例納付していること、及び 53 年 4 月から 54 年 3 月までの保険料を過年度納付していることから、申立人が保険料を納付し始めたのは 55 年 5 月であったものと推認できること、ii) 申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、iii) 納付されていないのであれば法定免除又は申請免除されているとの主張に対しては、46 年 4 月から 52 年 4 月までの法定免除は、平成 3 年 2 月に届出されていることから、昭和 52 年 5 月以降も生活保護を受けていたのであれば、当該届出の時点で法定免除に該当するか否か確認できたものと推認され、申立期間が法定免除されていたものとするのは不自然である上、申請免除は遡って申請することはできないため、手帳記号番号の払出日を前提にすると、申立期間について申請免除していたと考えるのも不自然であることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 1 月 14 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は前回の審議結果に納得できないとして、再申立てを行っているが、申立人からは申立期間の保険料を納付又は免除されていたことをうかがわせる新たな資料や情報は提出されていない。

また、再度、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査を行ったが、A市において申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人の特殊台帳には、申立期間の保険料が納付又は免除されていた形跡は無い。

さらに、口頭意見陳述においても、申立期間の保険料を納付又は免除されていたことをうかがわせる周辺事情は確認できず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人の申立期間の国民年金保険料は、納付又は免除されていたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4073

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から46年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年9月から46年11月まで

私は、夫が昭和44年5月に海外勤務となったことに伴い、同年9月に日本を出国してA（国名）B（地名）に住み、46年11月頃に夫と共に帰国した。私は、A（国名）から帰国後、しばらくたった47年4月頃にC社会保険事務所（当時）へ行ったところ、申立期間の国民年金保険料は後から納付できるから市役所で納付するように言われ、D市役所で一括納付したのに、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時は夫の海外勤務により、A（国名）B（地名）に在住していたと申述しているところ、申立人の所持する国民年金手帳には、昭和44年9月17日に「国外移住」により国民年金被保険者資格を喪失したことが記載されている上、D市の国民年金被保険者名簿、特殊台帳及びオンライン記録において、46年12月23日に任意加入被保険者として資格を取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、昭和61年3月以前は、国外に居住する者は国民年金の適用除外とされており、制度上、国民年金に加入することはできない。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付してい

たことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4074

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 2 月から 55 年 7 月までの期間及び同年 8 月から 60 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 2 月から 55 年 7 月まで
② 昭和 55 年 8 月から 60 年 3 月まで

申立期間①については、A 市に転入した直後の昭和 55 年 7 月に夫が A 市役所で私の国民年金の加入手続を行い、同市役所から送付された納付書で国民年金保険料 25 万円くらいを B 信用金庫 C 支店（当時）で一括納付した。申立期間②については、市役所から納付書が郵送されてきたので、夫が 3 か月ごとに B 信用金庫 C 支店又は D 銀行（当時）で夫婦の保険料を納付した。申立期間①及び②が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、昭和 55 年 7 月に申立人の夫が国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を一括納付したと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、60 年 4 月 10 日に社会保険事務所（当時）から A 市に払い出された手帳記号番号の一つであり、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人は同年 5 月 20 日頃に国民年金の加入手続を行ったことが推認でき、申立人の申述と相違する上、この時点を基準にすると、申立期間①は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、時効となった未納保険料を納付可能とする特例納付制度は、過去に 3 回実施されているが、昭和 55 年 6 月 30 日に終了しており、同年 7 月以降に申立期間①の保険料を一括納付することはできない。

2 申立期間②については、申立人は、A市役所から納付書が郵送されてきたので、申立人の夫が3か月ごとに納付したと述べているところ、国民年金の加入時期と推認される昭和60年5月の時点では、申立期間②のうち58年3月以前は時効により保険料を納付することができない期間である上、申立期間②のうち同年4月以降の期間は過年度保険料となり、通常の事務処理では過年度保険料の納付書は社会保険事務所において発行されることを考慮すると、A市役所から申立人に当該期間の納付書が送付されたとは考え難い。

また、申立期間②は56か月と長期間である上、一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫も申立期間②は申立人と同じく未納である。

3 オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に対し別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年8月から51年3月まで

私は、結婚してA市に転居した昭和52年3月頃にA市役所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の保険料を過去に遡り、1年又は半年単位で4回ほどB駅北側の郵便局で納付した。20歳から第3号被保険者に種別を変更するまでの国民年金保険料は全て納付していたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚してA市に転居した昭和52年3月頃にA市役所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を過去に遡り納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、同年2月25日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出された手帳記号番号の一つであり、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人は同年3月頃に国民年金の加入手続きを行なったことが推認でき、加入時期については申立人の申述と符合するが、この時点において、申立期間の過半に当たる49年12月以前の保険料は時効により納付することができない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に申立期間の保険料を納付する前提となる別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間は56か月と長期間である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4076

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 12 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 12 月から 60 年 3 月まで
私の父は、昭和 53 年 12 月に私の国民年金の加入手続を行ってくれ、申立期間の国民年金保険料は、私が毎月父に現金を渡し、父が納入通知書で納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父が昭和 53 年 12 月に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、60 年 5 月 22 日に社会保険事務所（当時）から A 市に払い出されていることが確認でき、申立人は同時期以降に国民年金の加入手続を行ったと推認できることから、当該加入手続を行うまで、申立人は国民年金に未加入であったことがうかがえる上、払出時点を基準にすると、申立期間のうち 58 年 3 月以前の保険料は時効により納付することができない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、関与したとする申立人の父は既に亡くなっており、加入手続及び申立期間の保険料の納付状況が不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4077

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月から47年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年5月から47年6月まで

父が私の国民年金の加入手続を行い、当初の昭和45年度の国民年金保険料を納付してくれた。その後の保険料については、集金人が自宅に来て遡って納付することができるとの説明を受けたので、私が昭和47年10月頃に集金人に7,000円くらいの保険料を一括納付したのに申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父が国民年金の加入手続を行ってくれたと主張しているが、申立人の国民年金の加入時期は、申立人が所持する国民年金手帳に記載された発行日及び申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、昭和48年11月頃と推認でき、当該加入手続を行うまで、申立人は国民年金に未加入であったことがうかがえる上、同年11月を基準にすると、申立期間のうち45年5月から46年9月までの国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人には、申立期間以外にも複数の未納期間がある上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4327 (事案 3479 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 6 月 1 日から同年 9 月 19 日まで
② 昭和 42 年 4 月 1 日から同年 5 月 20 日まで

私は、昭和 41 年 6 月 1 日から 42 年 5 月 20 日まで A 社に勤務し、厚生年金保険の被保険者であると思っていたが、申立期間が被保険者期間となっていない。納得がいかないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A 社の事業主及び複数の元同僚から聴取したが、申立人の勤務期間について確認できない上、事業主は、当時の資料は既に破棄しており、厚生年金保険料の控除等については不明であると回答していること、ii) 申立人の雇用保険の加入記録は厚生年金保険の被保険者記録と一致していることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 5 月 11 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人から新たな資料の提出は無いが、申立人は、申立期間に A 社に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったと主張していることから、申立人の被保険者期間に被保険者資格を取得している元同僚 14 人及び当該事業所において在籍期間の長い 3 人を調査した結果、昭和 41 年 7 月頃に入社したとする元同僚は、「入社したときに申立人は勤務していた。」と供述しており、申立人が申立期間①に在籍していたことは推認できる。

しかし、上記元同僚も入社後、厚生年金保険に加入するまでに 3 か月の欠落があり、在籍期間の長い元同僚は、「年金に関心があったので、会社

に言って、自分は入社後すぐに厚生年金保険に加入させてもらったが、当時はすぐに加入させていなかったと思う。」と供述しており、申立期間当時、当該事業所は、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、ほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4328 (事案 2579 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年9月24日から34年4月2日まで

私は、前回の申立ては認められないとする通知を受けたが、脱退手当金支給当時は出産のため入院しており脱退手当金を受け取ることはできない状態だったので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が勤務していたA社B店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日前後2年以内に被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給資格を有する24人のうち、申立人を含む19人が脱退手当金を支給されたことになっており、うち申立人を含む15人は資格喪失後4か月以内に、4人は9か月以内にそれぞれ支給決定されていること、ii) 当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても脱退手当金を受給したと考えるのが自然であること、iii) 支給額に計算上の誤りは無く、同被保険者名簿に脱退手当金の支給を意味する「脱」表示があるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成22年10月20日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てについて、申立人から新たな資料の提出は無く、申立人は、「脱退手当金が支給決定された昭和34年6月当時は出産のため入院しており脱退手当金を受け取ることはできない状態だったので納得できない。」と主張しているが、戸籍謄本における子供の生年月日は、申立人の供述とは異なる35年*月*日となっており、この主張は当委員会の当初の決定を変更すべき事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 11 月 1 日から 64 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 55 年 11 月 1 日から 63 年 12 月いっぱいまで A 社（現在は、B 社）C 支店に D（職種）として勤務した。勤務時間は、午前 11 時から午後 5 時までで休憩時間は 40 分程度だった。2 か月勤務しては 2 週間の休みがあり、それを繰り返していた。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された A 社の D（職種）給料明細書（昭和 56 年 2 月分）及び複数の元同僚の供述により、勤務期間は特定できないものの、申立人は、同社 C 支店に D（職種）として勤務していたことは確認できる。

しかし、B 社は、「D（職種）の人事記録等の関係資料は無い。」と回答している上、申立人から提出された上記給料明細書において厚生年金保険料の控除欄は無いことから、申立人の勤務期間及び保険料の控除について確認できない。

また、申立人は、オンライン記録により、申立期間のうち、昭和 55 年 11 月 1 日から 61 年 3 月 1 日までの期間について、国民年金に任意加入し付加保険料も納付済み（61 年 3 月は定額保険料を納付）である上、第 3 号被保険者制度が発足した同年 4 月 1 日から 64 年 1 月 1 日までの期間については、第 3 号被保険者となっていることが確認できる。

さらに、D（職種）として勤務していた元同僚は、「採用時に、働き方の選択について説明を受け、私は、配偶者の扶養の範囲内で勤務する働き方を選んだので、給料から保険料は控除されていなかったし、厚生年金保険に加入していないことも承知している。」と供述している上、D（職

種)として1日に5から6時間働いていたとするもう一人の元同僚は、申立人と同じく国民年金に任意加入し付加保険料も納付し、昭和61年4月から第3号被保険者となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4330

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月 18 日から 37 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 36 年 3 月から 38 年 4 月 30 日まで継続してA社又はB社に勤務していたが、36 年 7 月 18 日から 37 年 7 月 1 日までの期間の厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人はA社で昭和 36 年 3 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 7 月 18 日に資格を喪失した後、事業主、事業所所在地及び業種が同一のB社で 37 年 7 月 1 日に資格を取得し、38 年 5 月 1 日に資格を喪失していることが確認できるところ、B社に 37 年 4 月 7 日に入社した元同僚は、「私が入社したときには、既に申立人は勤務していた。」と供述していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が申立期間においてB社に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記被保険者名簿によれば、A社は昭和 36 年 7 月 18 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている一方、B社は 37 年 7 月 1 日に適用事業所となっており、申立期間においては両社共に適用事業所でないことが確認できる。

また、前述の元同僚は、「私が入社したときは、会社は健康保険にも加入しておらず、数か月後に厚生年金保険と一緒に適用事業所としての届出を行った。」と供述している上、A社及びB社における元事業主は既に死亡しているため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿によると、A社及びB社において厚生年金保

険被保険者の資格を有する元同僚二人についても、申立期間における厚生年金保険被保険者記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、A共済組合員として申立期間に係る掛金をB（団体）により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月1日から2年4月1日まで

私は、平成元年7月1日から2年3月31日までC事業所（現在は、D事業所）にE（職種）として勤務していたが、申立期間のA共済組合の加入記録が欠落しているので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたC事業所における在職証明書及びD事業所から提出された賃金台帳により、申立人が申立期間においてC事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、上記賃金台帳において、申立人の給与からA共済組合の掛金が控除されていないことが確認できる上、当該共済組合は「申立人の申立期間における共済組合の加入記録は無い。」と回答している。

また、D事業所は、「申立人と同時期に勤務していたE（職種）であった者も共済組合に加入していなかった。」と回答しており、当該事業所では申立期間当時、全ての職員をA共済組合に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における当該共済組合の掛金の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がA共済組合員として、申立期間に係る掛金をB（団体）により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月1日から同年5月1日まで

私の父は、昭和22年3月に高校卒業後すぐに、A事業所（現在は、B社）C支店に入社し、同年4月1日に正式採用されたが、厚生年金保険被保険者の資格取得日が同年5月1日となっている。正式採用と同時に厚生年金保険に加入したはずであり、納得できないので調査して厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された社員台帳により、申立人が申立期間においてA事業所C支店に勤務していたことは確認できる。

しかし、B社は、「申立期間当時の関係書類は既に廃棄しており、申立てどおりの資格取得届の提出及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答しており、申立期間に係る保険料の控除について確認することができない。

また、A事業所に申立人と同期入社し、別の支店に勤務していた元同僚は、「私は、昭和22年4月1日に入社し、その日から厚生年金保険の加入記録があるが、当時は厚生年金保険の加入手続は各支店で行っており、同社C支店の取扱いについては不明である。」と供述している。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳及び当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人のA事業所C支店における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和22年5月1日と記載されており、訂正等の形跡も無い上、同被保険者名簿において、同年4月1日に

厚生年金保険被保険者の資格を取得した者はいないこと、及び同年5月1日に申立人を含めた8人が被保険者資格を取得していることが確認でき、8人の資格取得日はいずれもオンライン記録と一致していることを踏まえると、当該事業所では同年5月1日にまとめて厚生年金保険の加入手続を行った可能性が考えられる。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4333（事案 3225 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年1月1日から同年12月20日まで
私は、申立期間において、A駅の周辺にあったB事業所に勤務していたので、この期間の厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。調査して厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間を含む昭和26年7月から28年12月までの期間については、前回の申立てにおいて、申立人はC事業所に勤務していたとして申し立てていたところ、オンライン記録において、「C事業所」の名称で厚生年金保険の適用事業所は確認できず、所在地を管轄する法務局において商業登記の記録は確認できない上、当時の事業主及び同僚の所在が判明しないため、聞き取り調査ができず、申立人の勤務実態等について確認することができないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成23年2月16日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の申立てと重複する申立期間について「A駅の周辺にあったB事業所に勤務していた。」と主張しているが、オンライン記録において、D県内に所在する「B事業所」及びそれに類似した名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

また、「B事業所」の名称で営業許可を受けている事業所の有無について、E（機関）は、「該当する事業所は1件あった。」と回答していることから、同事業所に申立人の勤務実態等を照会したが、回答が得られない上、申立人が氏名を挙げた元同僚は所在が判明しないため、聞き取り調査を行うことができず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、「当該事業所は会社組織ではなく、個人経営であったと思う。」と供述しており、当該事業所は、非法人のF（業種）の事業所であり、厚生年金保険法における強制適用事業所の要件を満たしていなかったことが推認できる。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 3 月 2 日から同年 4 月 18 日まで
私は、申立期間において、A社に勤務していたので、この期間の厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。調査して厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間において、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していたはずである。」と主張している。

しかし、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、元事業主の所在が判明しないため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は申立期間当時の元同僚の氏名を記憶していないことから、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間において被保険者資格を有する複数の元同僚に照会したが、具体的な回答は得られず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録は確認できない上、上記被保険者名簿において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年頃から 58 年頃まで

私は、昭和 56 年頃から 58 年頃までの 2、3 年間、A 市 B に所在した C 社又は D 社に勤務したが、その期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 56 年頃から 58 年頃までの 2、3 年間、A 市 B に所在した C 社又は D 社に勤務した。」と主張している。

しかし、オンライン記録において、申立期間当時、A 市に所在し、「E」という名称を含む厚生年金保険の適用事業所は確認できない上、所在地を管轄する法務局において「C 社」又は「D 社」という事業所の商業登記の記録は確認できない。

また、F（団体）及び G（機関）は、「E という名称の事業所が会員として登録された記録は無い。」と回答している上、H 県に対し、A 市において、「E」という名称の事業所が I（業種）の許可を受けているか否かについて照会したが、「申立期間当時の関係書類は保存期限が経過しているため廃棄済みである。」と回答しており、「E」という名称の事業所を確認することができない。

さらに、申立人は、元事業主及び元同僚の氏名を記憶していないことから、聞き取り調査を行うことができず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。